

経済産業省  
環境省 令第十号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項  
第二号八の規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部  
を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月一日

経済産業大臣 甘利 明

環境大臣 若林 正俊

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省令第一号  
通商産業省

）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項第一号又は第二号に掲げる量」の下に「から同項第三号イに掲げる量（当該量を算  
定できない場合は零）を控除して得た量」を加え、「同表の下欄に掲げる率」を「一から同表の下欄に掲げ  
る率を控除して得た率」に改める。

—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
分の 一〇〇	分の 一〇〇	分の 一〇〇	分の 一〇〇	分の 九〇	分の 一〇〇	分の 一〇〇	分の 一〇〇	分の 一〇〇	分の 九五	分の 九五	分の 一〇〇	分の 一〇〇

—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
分の 〇	分の 〇	分の 〇	分の 〇	分の 五	分の 〇	分の 〇	分の 〇	分の 〇	分の 五	分の 五	分の 〇	分の 〇

別表中

—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
分の八五	分の九〇	分の一〇〇	分の一〇〇	分の九五	分の九五	分の一〇〇	分の一〇〇	分の一〇〇	分の一〇〇	分の一〇〇	分の八五	分の一〇〇

を

—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
分の一〇	分の一〇	分の〇	分の〇	分の一〇	分の五	分の〇	分の〇	分の〇	分の〇	分の〇	分の一〇	分の〇

に改める。

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附  
則

—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
分の八〇	分の九〇	分の一〇〇	分の七五	分の一〇〇	分の九〇	分の一〇〇	分の九五	分の九五	分の一〇〇	分の九五

—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
分の二〇	分の一〇	分の〇	分の二五	分の五	分の五	分の〇	分の五	分の〇	分の〇	分の五